

議会改革に関する検討結果

第 10 回報告書

令和 7 年 2 月

議会改革推進特別委員会

令和 7 年 2 月 4 日

浜田市議会議長 笹 田 卓 様

議会改革推進特別委員会

委員長 牛 尾 昭

議会改革に関する検討結果について（第 10 回報告）

当委員会で定めました議会改革の検討項目のうち、検討が終了した事項について下記のとおり結果を報告します。

今後、検討結果に伴う事務処理及び必要に応じて全議員への周知または関係する他の委員会等へ通知する等、適切な対応をお願いいたします。

記

【検討項目】政策討論会のあり方について

政策討論会は、浜田市議会基本条例第 12 条で「市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため開催するものとする」、第 17 条で「議員は、政策討論会等を通じて議員相互間における自由な討議を行い、積極的な議案の提出に努めなければならない」と規定している。

次の事項について、改めて全議員が認識を共有することにより、政策討論会の積極的な開催と活用を図ることとする。

- 1 各委員会で所管事務調査等に取り組んだ結果を、委員会の提言として市に提出しているが、議会全体としての政策提言とするために積極的に政策討論会を活用すること。
- 2 議員個人・会派・議員連盟でも政策討論会幹事会へ議題提案書の提出は可能であるため、少数議員による提言や政策立案を議会全体としての政策提言とするために政策討論会を活用すること。
- 3 政策討論会の開催に当たっては、提言書や政策立案書等の完成前に開催するなどして、政策討論会で出た意見を提言書等に反映可能な時期を考慮して開催すること。また、多様な考えや意見を持つ議員が十分に議論し、相互に理解を深めながら、議会としての共通認識の醸成と合意形成を得るという過程を意識しながら、議員間における建設的な討議をすること。

以上